

第百八十五号議案

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年九月十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例（令和二年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。
第十二条を第十五条とし、第五条から第十一条までを三条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の三条を加える。

（体制の整備等）

第五条 都は、新型コロナウイルス感染症の検査（検体の採取を含む。以下単に「検査」という。）を円滑に行うことができるよう、検査の実施体制の整備に努めるものとする。

2 都は、患者等（新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十項に規定する者をいう。）及び無症状病原体保有者（同条第十一項に規定する者をいう。）をいう。以下同じ。）に必要な医療を安定的に提供できるよう、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を確保するとともに、必要な医療用資器材等の備蓄及び整備に努めるものとする。

3 都は、新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、患者等が療養に専念することができるよう、施設の確保等環境の整備に努めるものとする。

（情報の提供等）

第六条 都は、都民が自ら新型コロナウイルス感染症の予防及びまん延の防止のための対策を適切に講ずることができるよう、新型コロナウイルス感染症の発生状況、動向及び原因に関する情報並びに新型コロナウイルス感染症の予防及びまん延

の防止に係る施策に関する情報の提供に努めるものとする。

2 都は、患者等が、多数の者の利用する施設を利用し、又は多数の者の参加する催物等に参加していたことが判明した場合で、新型コロナウイルス感染症を当該患者等から他人に感染させるおそれのある期間に当該患者等と接した者を把握できず、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため特に必要があるときは、都民が検査を受ける等の行動をとることができるよう、当該施設又は催物等の名称、当該利用又は参加の時期その他の新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のために必要な情報を公表することができる。ただし、当該情報の公表に当たっては、個人情報保護に留意しなければならぬ。

3 都は、前二項の目的を達成するため、新型コロナウイルス感染症の発生状況、検査の実施状況、病床稼働状況等の把握について、特別区又は保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）の長、医療機関等の協力を求めるものとする。

（都民等の感染拡大防止措置）

第七条 都民は、本部設置期間において、知事又は特別区若しくは保健所設置市の長の求めに応じて、必要な検査を受けるよう努めなければならない。

2 患者等は、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止の観点から、本部設置期間において、知事又は特別区若しくは保健所設置市の長の求めに応じて、医療機関に入院し、宿泊療養施設に入所し、又は当該患者等の居宅等において療養し、みだりに外出しないよう努めなければならない。

3 患者等は、本部設置期間において、知事又は特別区若しくは保健所設置市の長の求めがあったときは、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要な調査に協力するよう努めなければならない。

4 事業者は、本部設置期間において、知事又は特別区若しくは保健所設置市の長の求めがあったときは、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要な調査に協力するとともに、当該事業者と関係があり、かつ、感染のおそれのある者に対して検査への協力を促すよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

今後の新型コロナウイルス感染症の感染の再拡大を見据え、新型コロナウイルス感染症対策の実効性をより高めるため、都、都民及び事業者の具体的責務を規定する必要がある。